

## 概要

### 【長期欠席の定義】

長期不在、医師の診断書に基づく病気療養を除いた自己都合その他の理由により、90日を超えて議会の会議等を欠席すること

### 【特例内容】

欠席期間	減額割合	適用除外
90日を超えたとき	100分の100	<ul style="list-style-type: none"><li>・公務上の災害又は通勤による災害</li><li>・議員の出産</li><li>・感染症に係る患者又は無症状病原体保有者となった場合</li><li>・議長がやむを得ないと認める場合</li></ul>

欠席期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで100分の100の減額割合により議員報酬を減額とする

#### ※ 期末手当の減額

議員報酬等条例に規定する基準日（以下「基準日」という。）前6月において長期欠席がある際は、報酬等条例第5条第2項の規定に規定する期末手当の額から、基準日前6月の現日数を基礎とし、当該基準日前6月における長期欠席の日数により日割り計算で得た額を減額とする